

二色の浜公園 参考価格

【内訳】	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
(1) 支出	単位: 千円				
1. 運営管理費	67,441	67,441	67,441	67,441	67,441
(1) 人件費					
管理事務所職員	28,494	28,494	28,494	28,494	28,494
(2) 人件費					
運營業務要員	19,886	19,886	19,886	19,886	19,886
(3) 光熱水費(その年の気候により大きく変動します)					
電気代、水道・下水代、ガス代	10,108	10,108	10,108	10,108	10,108
(3) 事務所運営費					
通信費、印刷製本費、消耗品費、原材料費、手数料、会議費、賃借料、警備報償費、負担金、電波使用料、保険料、公租公課、交通費等	8,953	8,953	8,953	8,953	8,953
2. 維持管理費	96,051	96,051	96,051	96,051	96,051
(1) 人件費					
維持業務要員	14,878	14,878	14,878	14,878	14,878
(2) 清掃費					
園内清掃、便所清掃、塵芥処理、建物内清掃(ワックス掛け含む) 側溝・水路・排水管清掃、不法投棄処分(家電四品目含む)、トイレ等の消毒等	25,607	25,607	25,607	25,607	25,607
(3) 植物管理費					
除草、樹木剪定・刈り込み、危険木処理、チップ処理(堆肥化含む)等	18,191	18,191	18,191	18,191	18,191
(4) 特殊庭園管理費					
	0	0	0	0	0
(5) 保守・点検費					
電気設備点検、消防設備点検、遊具点検等	19,583	19,583	19,583	19,583	19,583
(6) スポーツ施設管理費(プール除く)					
	10,235	10,235	10,235	10,235	10,235
(7) プール管理費					
施設設備管理、水面監視、窓口対応等	0	0	0	0	0
(8) 補修・修繕費(参考価格で提示する補修・修繕費と同額を計上して下さい。)					
修繕、補修工事、緊急対応 その他	7,557	7,557	7,557	7,557	7,557
3. 諸経費	8,174	8,174	8,174	8,174	8,174
支出経費小計	171,666	171,666	171,666	171,666	171,666
(2) 収入					
1. 駐車場想定収入額	43,246	43,246	43,246	43,246	43,246
2. プールの想定収入額	0	0	0	0	0
プール					
3. 野球場等運動施設の想定収入額(※1)	8,194	8,194	8,194	8,194	8,194
有料公園施設(オーパスシステム導入施設)					
4. 上記以外の利用料金制が導入されている施設の想定収入額(※2)	9,047	9,047	9,047	9,047	9,047
収入小計(※3)	60,487	60,487	60,487	60,487	60,487
合計(※4)	111,179	111,179	111,179	111,179	111,179

※1 有料公園施設(利用料金制)のうち(オーパスシステム)を導入している施設の想定収入。

※2 有料公園施設(利用料金制)のうち(オーパスシステム導入施設、プール、駐車場)を除いたもの。

※3 直近3カ年(H24からH26)の実績(最高収入額)を基に算定

※4 消費税込の価格。

外注実績書

※平成26年度に外注を行った業務は下表のとおりです。

区分	業務の名称	業務の内容	金額(千円)	備考
事務所経費	事務所運営費		378	
	その他		—	
	小計		378	
運営管理費	各施設運営		—	
	プール運営 (水質調査等含む)		—	
	小計		—	
維持管理費	清掃	園内清掃(シルバー)、塵芥処理、産廃処理等	17,700	
	機械警備		1,750	
	園内夜間巡回警備	沢地区の夏季期間の夜間閉鎖	1,224	
	電気消防設備点検	電気設備・消防設備の法定点検	736	
	遊具点検(精密点検)		627	
	駐車場警備		1,750	
	不法駐車警備		1,224	
	園内音響機器持込防止巡回警備		736	
	建築物定期点検	次回点検日:H32年1月	40	12万/回
	水上オートバイ施設保守管理	マリンスポーツ占用施設指導等業務・砂利浜整備	9,103	
	砂利浜整地・点検			
	フロンガス使用設備点検		50	
	シャワー用ガス給湯器		30	
	スポーツ施設管理		—	
	プール管理 (植物管理等を含)		—	
小計		34,970		
計			35,348	

管理対象外施設

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
レストハウス附属食堂	敷地及び物件	大阪府	貝塚市観光協会	管理許可	
レストハウス附属喫茶室	敷地及び物件	大阪府	貝塚市観光協会	管理許可	
電話柱(第1種) 3本 支線 1本	敷地	西日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社	占用許可	
標柱 1本	敷地	大阪府南大阪赤十字血液センター	大阪府南大阪赤十字血液センター	占用許可	
カーブミラー 2本	敷地	大阪府南大阪赤十字血液センター	大阪府南大阪赤十字血液センター	占用許可	
電柱(第1種) 6本 電柱(第2種) 1本 電柱(第2種) 2本 支線柱 4本 支線 9本	敷地	関西電力株式会社	関西電力株式会社	占用許可	
通信ケーブル(共架) 127.3m	敷地	株式会社 ケイオプティコム	株式会社 ケイオプティコム	占用許可	
電柱(第1種) 6本 支柱(第1種) 7本	敷地	関西電力株式会社	関西電力株式会社	占用許可	
電話線(共架) 210m 支線 5本	敷地	西日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社	占用許可	
通信ケーブル(共架) 208.8m	敷地	株式会社 ケイオプティコム	株式会社 ケイオプティコム	占用許可	
大阪府道高速湾岸線 32,263.81㎡ 排水管 1,187m 排水柵 82ヶ所 污水管 外径15.00cm×27.90m 污水人孔 1ヶ所	敷地	独立行政法人日本高速道路・保有債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	占用許可	
3級基準点 8ヶ所	敷地	独立行政法人日本高速道路・保有債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	占用許可	
道路 939.22㎡ 道路 3,366.48㎡	敷地	大阪府岸和田土木事務所	大阪府岸和田土木事務所	占用許可	
工業用水道管 総延長 1,531.65m 工業用水道管 総延長 171.32m 排泥管 総延長 2.67m 構造物 総面積 88.44㎡	敷地	大阪広域水道企業団南部水道事業	大阪広域水道企業団南部水道事業所	占用許可	
管渠 外径2,750mm×980.542m 管渠 外径2,550mm×664.400m 管渠 外径350mm×2600.000m 人孔 4ヶ所 34.65㎡	敷地	大阪府南部流域下水道事業所	大阪府南部流域下水道事業所	占用許可	
公共下水道管渠 FRP外径50cm×9.7m	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	

管理対象外施設

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
公共下水道管 HP 外径470mm×93.31m 公共下水道管 VU 外径216mm×19.05m 公共下水道管 HP 外径164mm×1.73m 1号組立人孔 1ヶ所 0.95㎡ 2号組立人孔 1ヶ所 1.65㎡	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
交通規制標識 2本	敷地	大阪府貝塚警察署	大阪府貝塚警察署	占用許可	
消防用防火水槽 28.24㎡	敷地	貝塚市消防本部	貝塚市消防本部	占用許可	
下水道管 外径2.4m×29m 下水道管 外径1.89m×116m 下水道管 外径1.723m×41.5m 下水道管 外径0.7m×2.1m 下水道管 外径0.47m×0.9m 下水道管 外径0.266m×4.8m 人孔 6ヶ所 20.62㎡	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
下水道管 外径3.4m×120.45m 人孔 3ヶ所 38.13㎡	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
下水道管 外径2.98m×270.41m 下水道管 外径2.6m×17.40m 下水道管 外径0.42m×10.55m 下水道管 外径0.216m×279.95m 人孔 12ヶ所 32.34㎡ 柵 1ヶ所 2.25㎡ 接続管 外径0.932m×6.150m 接続管 外径0.414m×0.800m	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
下水道管 外径2.98m×45.35m 下水道管 外径2.52m×145.97m 下水道管 外径0.42m×3.63m 人孔 4ヶ所 33.89㎡ 接続柵 1ヶ所 9.91㎡	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	

管理対象外施設

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
下水道管 外径2.52m×221.73m 接続管 外径1.39m×1.3m 接続管 外径0.932m×13.65m 接続管 外径0.526m×3m 接続管 外径0.47m×37.73m 人孔 6ヶ所 25.66㎡ 取付柵 1ヶ所 1.23㎡	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
封鎖ゲート 0.63㎡ 封鎖ゲート支柱 0.64㎡ 止支柱 0.75㎡	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
下水管渠 外径110cm×1.08m 下水管渠 外径88cm×20.25m 人孔 3.46㎡	敷地	大阪府南部流域下水道事業所	大阪府南部流域下水道事業所	占用許可	
サインボード 2基	敷地	大阪府港湾局	大阪府港湾局	占用許可	
四等三角点 K(9) 0.42㎡×1	敷地	国土交通省国土地理院	国土交通省国土地理院近畿地方測量部	占用許可	
第一種電柱 1本 MCA無線アンテナ 0.083㎡ 共架電線 2.1m・22.6m・7.4m各一線 地中管路 外径30mm 23m 2管	敷地	大阪府港湾局	大阪府港湾局	占用許可	
架空線 1条 5m 地中管路 外径40mm 261.60m 引込柱 2本 0.1㎡ 鋼管柱 2本 1.00㎡ ハンドホール 8個 6.00㎡	敷地	大阪府港湾局	大阪府港湾局	占用許可	
下水道管 外径200mm×57.00m	敷地	大阪府港湾局	大阪府港湾局	占用許可	
電源ボックス W0.75m×D0.35m	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
標識(海拔表示シート)1ヶ所	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	
標識(海拔表示シート)2ヶ所	敷地	貝塚市	貝塚市	占用許可	

自動販売機については、指定管理者とは別に自動販売機設置業者の公募等を実施予定。

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
レストハウス自動販売機 4台	敷地及び施設	貝塚市観光協会	貝塚市観光協会	設置許可	
BBQコーナ自販機 1台	敷地及び施設	アサヒカルピスビバレッジ株式会社	アサヒカルピスビバレッジ株式会社	設置許可	
海浜緑地プロムナード自販機コーナ 4台	敷地及び施設	アサヒカルピスビバレッジ株式会社	アサヒカルピスビバレッジ株式会社	設置許可	
海浜緑地売店横自販機コーナ 4台	敷地及び施設	アサヒカルピスビバレッジ株式会社	アサヒカルピスビバレッジ株式会社	設置許可	

貸与物品一覧表

(二色の浜公園)

No.	品目	数量	形式	備考欄
1	エアコン	2	日立RPC-J80HVR	事務所前倉庫
2	チェンソー	1	スチールジャパン 026型	
3	砂場用自走式掃除機	1	すなくりん	
4	芝刈機	4	ローントラクタLT16B 1台 ローントラクタLT16 1台 ホンダUM2160 1台 ロータリーモア59RS 1台	
5	耕運機	1	HONDA製FU750L型	
6	ポンプエンジン	1	HONDA製WH-20X	
7	コンプレッサー	1	日立ペビコン	
8	グランドマスター	1	グランドマスター180HD-2	
9	グランドマスタートループレイ	1	宮地製作所製 TPY-6DX	
10	金庫	1	コクヨ	
11	カウンター	2	コクヨ	
12	空調機	1	ダイキン	
13	ウエザーモニター	1	DAVIS	
14	パーティション	1	コクヨ	
15	高圧洗浄機	2	丸山製作所	
16	電気温水器	2	日本イトミック	
17	台車	3	水上バイク専用台車 2台 台車 1台	
18	オーバス街頭端末	1		スポーツハウス
19	オーバス業務端末	1		
20	海浜緑地建屋	1	コンテナハウス 60.9㎡	海浜緑地
21	海浜緑地パーキングコーナー建屋	1	付加 SSI-58SA	
22	車いす(砂浜用)	1	ランディーズFCスタンダード	
23	管理ブース(料金所)	1	ユニットハウス	第1駐車場
24	①精算機	1	アマノ(株)GT-4700GP	
25	②精算機用保護テント	1	// 鉄パイプ柱	
26	③入口カーゲート	1	// NT1500	
27	④出口カーゲート	1	// NT1500	
28	⑤入口パーキャッチャー	1	// NT1900	
29	⑥出口パーキャッチャー	1	// NT1900	
30	⑦ループ感知器	2	// PD720	
31	⑧入口表示灯	1	//	
32	⑨出庫警報灯	1	//	
33	⑩入出庫計数機	1	// TF9000	第2駐車場
34	管理ブース(料金所)	1	ユニットハウス	
35	①精算機	1	アマノ(株)GT-4700GP	
36	②精算機用保護テント	1	// 鉄パイプ柱	
37	③入口カーゲート	1	// NT1500	
38	④出口カーゲート	1	// NT1500	
39	⑤入口パーキャッチャー	1	// NT1900	
40	⑥出口パーキャッチャー	1	// NT1900	
41	⑦臨時出口カーゲート(キャッチャー付)	1	// NT1500	
42	⑧ループ感知器	2	// PD720N	
43	⑨入口表示灯	1	//	
44	⑩出庫警報灯	1	//	
45	⑪入出庫計数機	1	// TF9000	
46	臨時出口前物置	1	付加 MF-60HB	
47	管理ブース(料金所)	1	ユニットハウス	

貸与物品一覧表

(二色の浜公園)

No.	品目	数量	形式	備考欄
48	①精算機	1	アマノ(株) GT-4700GP	第3駐車場
49	②精算機用保護テント	1	// 鉄パイプ柱	
50	③入口カーゲート	1	// NT1500	
51	④出口カーゲート	1	// NT1500	
52	⑤ループ感知器	2	// PD720N	
53	⑥入口表示灯	1	//	
54	⑦出庫警報灯	1	//	
55	⑧入出庫計数機	1	// TF9000	
56	管理ブース(料金所)	1	ユニットハウス	第4駐車場
57	管理ブース(検艇所)	1	//	
58	①精算機	1	アマノ(株) GT-4700GP	
59	②精算機用保護テント	1	// 鉄パイプ柱	
60	③入口カーゲート	1	// NT1500	
61	④出口カーゲート	1	// NT1500	
62	⑤入口パーキャッチャー	1	// NT1900	
63	⑥出口パーキャッチャー	1	// NT1900	
64	⑦牽引車用カーゲート	2	// NT1500	
65	⑧ループ感知器	4	// PD720N	
66	⑨入口表示灯	1	//	
67	⑩出庫警報灯	1	//	
68	⑪入出庫計数機	1	// TF9000	
69	出口横管理ブース(倉庫)	1	ユニットハウス	その他
70	管理ブース(料金所)	1	ユニットハウス	
71	従業員詰所(1P事務所)	1	ユニットハウス(2棟分)	
72	物置(1P従業員詰所前)	1	イガ MB-70H	
73	高架下庫兼倉庫(小)	1	軽量鉄骨(2枚ジャック)	
74	高架下庫兼倉庫(大)	1	// //	
75	海浜緑地従業員詰所	1	// 57㎡	
76	海浜緑地従業員詰所	1	//	

遊 具 一 覧 表

二色の浜公園

設 置 場 所	遊 具 名	備 考	
松風遊戯場	シーソー - 1	1 基	2 人
	シーソー - 2	1 基	2 人
	ザイルクライミング	1 基	
	デッキ複合遊具	1 基	ローラー滑り台
		1 基	トンネルシュート
1 基			
中央遊戯場	太鼓はしご - 1	1 基	
	太鼓はしご - 2	1 基	
	太鼓はしご - 3	1 基	
	シーソー - 1	1 基	2 人
	シーソー - 2	1 基	2 人
	リングラダー	1 基	
	ブランコ	1 基	4 連式
	ムービング遊具 ハニー	5 基	
	ムービング遊具 ビー	5 基	
	鯨人研滑り台	1 基	
	コンビネーション遊具	1 基	イルカ
		1 基	シャチ
		1 基	サザエ
		1 基	ローラー滑り台
		1 基	つり橋
脇浜遊技場	ブランコ	1 基	4 連式
	カニ複合遊具	1 基	人研滑り台
		1 基	カニ型ステップ
	舟形複合遊具	1 基	ステンレス滑り台
		1 基	アルミ滑り台
		1 基	チェーン式ネット
		1 基	つり橋
	デッキ遊具	1 基	
	スカイロープ	1 基	ことぶき製

府営公園利用実績調べ(二色の浜公園)

施設名	年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		使用 件数	使用金額 (円)	使用 件数	使用金額 (円)	使用 件数	使用金額 (円)	使用 件数	使用金額 (円)	使用 件数	使用金額 (円)
野球場		225	1,681,600	221	1,504,320	193	1,428,480	200	1,468,160	201	1,530,720
球技広場		295	1,309,340	290	1,201,980	312	1,515,430	303	1,324,360	319	1,497,255
テニスコート	クレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アンツーカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全天候型	2,098	5,797,200	1,980	5,521,800	1,834	5,250,400	1,842	5,756,400	1,962	5,944,100
	小計	2,098	5,797,200	1,980	5,521,800	1,834	5,250,400	1,842	5,756,400	1,962	5,944,100
運動場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸上競技場	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補助競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハレホールコート		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トレーニングルーム		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ施設計		2,618	8,788,140	2,491	8,228,100	2,339	8,194,310	2,345	8,548,920	2,482	8,972,075
野外音楽堂		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市緑化植物園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昆虫館		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野外炉		1,703	5,136,705	1,615	4,747,005	1,611	5,000,715	1,422	4,424,895	1,497	5,089,050
プール(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通遊園(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体育館		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集会所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水上オートバイ		7,231	4,508,900	6,006	3,774,000	6,603	4,046,300	6,232	3,690,700	6,029	3,723,140
駐車場		80,380	50,025,200	65,130	40,771,600	71,219	43,245,600	68,151	41,404,200	67,147	42,057,780
駐車場(定期券代)		225	1,687,500	88	660,000	0	0	0	0	0	0
合計		92,157	70,146,445	75,330	58,180,705	81,772	60,486,925	78,150	58,068,715	77,155	59,842,045

電気・消防設備点検対象数量表
自家用設備

	ケーブル (条)	設備概要																	点検箇所														蓄電池 (式)	備考						
		形式		挿入		設備	家庭用				商業用				非常用予備		屋外		特別点検																					
		三相 (kVA)	三相 (kVA)	三相 (kVA)	三相 (kVA)		数量	VCB (台)	OCB (台)	PAB (台)	PGS (台)	LBS (台)	OS (台)	他 (台)	消火器 (個)	51G (個)	67G (個)	51 (個)	27 (個)	59 (個)	64 (個)	非常用予備 (台)	屋外 照明灯 (本)	保安 器具 (式)	ケーブル 絶縁	避雷 針	換気 扇	石油 ストーブ	三相 コンプレッ サー	VCB 劣化	LBS 劣化	重要施設 51G			重要施設 67G	重要施設 51	重要施設 27	重要施設 59	重要施設 64	合計(重要施設)
二色の燃焼設備 計	1受電用 1	100	1	75	1						1	3	1	1	0	1	0	0	0	0	75	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	150	
						0	0	0	1	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	75	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	150	

●は電気正統設備施設箇所 ●は消防正統設備施設箇所 ●は消保、平入れ設備箇所 - は三相不備設備施設箇所

電気・消防設備点検対象数量表 一般用設備

平成20年度 別紙2
平成23年度 別紙-2

	設備概要							点検業務				備考
	引込数 (式)	電線路 (式)	分電盤 (台)	負荷設備 (式)	保護継電器 (個)	漏電遮断器 (個)	屋外照明灯 (本)	通常点検 (式)	年次点検 (式)	外灯		
										年次(精密点検)	点灯試験(年2回)	
二 色 の 浜 公 園	事務所他	1	1	1	1			1	1	0	0	
	レストハウス	1	1	1	1			1	1	0	10	
	A地区	1	1	1	1			1	1	0	34	
	B地区	1	1	1	1			1	1	0	34	
	C地区	1	1	1	1			1	1	0	30	
	D地区	1	1	1	1			1	1	0	40	
	E地区	1	1	1	1			1	1	0	26	
	スポーツハウス	1	1	1	1			1	1	0	0	
	A地区便所(北)(南)	2	2	2	2			2	2	0	24	
	計	10	10	10	10	0	0	99	10	10	0	198

電気・消防設備点検対象数量表
消防設備

		火災報知機										非常警報設備				非常放送設備				消火栓設備								消火器						誘導灯						避難器具		その他				
		受信機P型1級	受信機P型2級	副受信機	熱感知器 差動式スポット	熱感知器 定温式スポット	煙感知器 光電式	煙感知器 イオン化式	発信機P型1級	発信機P型2級	音響装置	表示灯	予備電池	常用電源	配線点検	受信機	音響装置	起動押釦	表示灯	予備電源	アンブラック型	スピーカ	予備電源	加圧送水装置	制御盤	消火栓	1号消火栓ホース	起動用スイッチ	呼水槽	送水テスト	ABC粉末消火器10型	ABC粉末消火器20型	ABC粉末消火器50型	強化液消火器6L	強化液消火器100L	避難口小型	避難口中型	避難口大型	通路 小型	通路 中型	記録点検	避難はしこ	排煙口	移動式粉末消火設備		
二色の浜公園	高浜緑地	1			31	9			3	3	3	1	1	1																				17				2				1				
	事務所																																						3							
	スポーツハウス																																				3		1							
	計	1	0	0	31	9	0	0	3	0	3	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	5	0	0	0	3	2	0	0
	レストハウス		1		12	1			2	2				1																			6			3										

二色の浜公園

維持管理対象数量等

大項目	項目	工種	細工種	頻度	形状等	単位	対象数量	備考
清掃費								
	園内清掃	園内清掃A		4回/週		m2	34,169	
	園内清掃	園内清掃B		2回/週		m2	169,334	
	園内清掃	園内清掃C		1回/週		m2	72,252	
	園内清掃	園内清掃D		1回/2週		m2	72,119	
	園内清掃	園内清掃E		1回/月		m2	27,814	
	園内清掃	園内清掃F		1回/年		m2	259	
	便所清掃	便所清掃A		3回/週		箇所	12	12箇所(建築面積968㎡)
	便所消毒			3回/週	7月～9月の3か月間	箇所	12	〃
	トイレトーパー			適時		個	7,579	
	一般廃棄物処理			適時		式	1	
	産業廃棄物処理(家電含む)			適時		式	1	
植物管理								
	除草工	除草D	機械	3回/年			126,375	
	芝刈り			3回/年			600	
	剪定	クロマツ		適時		本	235	
	剪定	高木		適時		本	30	
	剪定	中低木(90cm内外)		適時		本	120	
	剪定	中低木(180cm内外)		適時		本	60	
	刈込			適時		m2	2,500	
	施肥	高木		適時		式	1	
	施肥	低木		適時		式	1	
	薬剤散布	クロマツ		適時		本	2,328	
	薬剤散布	高木		適時		本	20	
	薬剤散布	低木		適時		本	100	
	樹木撤去	高木		適時		式	1	
	樹木撤去	竹		適時		式	1	
	灌水			適時		式	1	
	支柱撤去			適時		式	1	
	支柱取替			適時		式	1	
	チップ化工			適時		m3	200	
	1年草花壇			2(植替回数/年)			2,300	
	宿根草花壇			1(植替回数/年)			1,100	
	花壇巡回管理			適時		式	1	

本表は、清掃管理や植物管理の定期作業に関する、対象数量(作業対象となる数量)又は年間の標準作業量を示しており、本表で示す内容と同等以上の維持管理を行うこととする。なお、上記以外に府営公園管理要領や各公園管理マニュアルに、必要な各維持管理作業(保守点検やスポーツ施設管理など含む)の作業範囲や作業頻度、作業内容などが示されているので留意すること。

都市公園管理に必要な主な有資格項目について

資格名	必要な業務	根拠法令等	分類			対象施設等
			①	②	③	
防火管理者（甲種）	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が出入りする建物等で収容人員が 30 人以上、かつ延べ床面積が 300 m²以上の建築物 ・上記以外の建物等で収容人員が 50 人以上、かつ延べ面積が 500 m²以上のもの 	消防法	○			服部緑地野外音楽堂 箕面公園昆虫館 住之江公園プール脱衣場 住之江公園管理事務所 住之江公園野球場スタンド 住吉公園体育館 浜寺公園交通遊園 浜寺公園プール管理棟 浜寺公園レストハウス 二色の浜公園レストハウス 二色の浜公園海浜更衣室
防火管理者（乙種）	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が出入りする建物等で収容人員が 30 人以上、かつ延べ床面積が 300 m²未満の建築物 ・上記以外の建物等で収容人員が 50 人以上、かつ延べ面積が 500 m²未満のもの 	消防法	○			住吉公園集会所
一級(二級)造園 施工管理技士又は 技術士(建設部門 都市及び地方計画)	植物管理業務	建設業法 技術士法	○			全公園 (常勤雇用すること)
造園技能士		職業能力 開発促進法		○		全公園
公園管理運営士		民間資格		○		全公園
体育施設管理士		民間資格		○		全公園
緑の安全管理士		民間資格		○		全公園
ビオトープ管理士		民間資格		○		全公園
樹木医		民間資格		○		全公園
一級ボイラー技士	伝熱面積が 500 m ² 未満のボイラーの取扱作業主任者	労働安全衛生法			○	服部緑地ウォーターランド 都市緑化植物園
電気主任技術者	電気設備点検業務	電気事業法			○	全公園
危険物取扱者 乙種 4 類	非常電源用発動発電機の燃料タンク容量が、1,000ℓ以上のものの取り扱い	消防法			○	服部緑地、山田池公園、 寝屋川公園、深北緑地、 久宝寺緑地、住之江公園、

						大泉緑地、石川河川公園、 浜寺公園、住吉公園
ボイラー取扱技能 講習	伝熱面積の合計が 14m ² 未満 のボイラー取扱作業主任者	労働安全衛 生法			○	住吉公園

- ① : 指定管理者が保持すべき資格 (※必置技術者) ② : 指定管理者が保持することが望ましい資格
③ : 指定管理者もしくは業務委託先事業者が保持すべき資格

※必置技術者については、直接かつ恒常的な雇用関係が必要です。在籍出向者や派遣などは認められません。指定管理業務の応募時及び指定管理業務実施時において、代表法人を含む構成団体のいずれかと直接雇用関係にあることが必要です。

防火管理者は、法の趣旨に合致する範囲以上の管理事務所への配置を必須とします。
造園施工管理技士、または技術士（建設部門都市及び地方計画）資格保有者は管理事務所において、常勤及び専任することが必要です。（但し、年次有給休暇取得日等に、別の資格保有者の勤務は要しません。）

「二色の浜公園 夜間入園禁止への対応」

1. 目的

当公園における、深夜から早朝までの間の打ち上げ花火や、公園周辺に集まる人々の騒音などによる、周辺住民への迷惑を防ぐ為に午後10時から翌朝午前5時までの間、公園（沢地区）を閉鎖し夜間の公園利用を禁止する目的のため、指定管理者の業務として夜間警備（警備業務会社への委託でも可）を行うものである。

2. 方法

警備業務（以下「業務」という。）を行うにあたって、警備員は制服、制帽を着用し身分証明書を携行して業務を行うものとし、必要な器具、器材は常に準備しておいて下さい。

3. 業務の期間及び時間

- ・業務の期間 毎年7月1日午後9時から9月の第1日曜日の午前5時までの間
（期間中は毎夜間ごとの、1回あたりの業務時間と人員の配置を、下記を目安として、業務を実施して下さい。）
- ・警備業務 （1回の業務）午後9時00分から翌日午前5時00分
- ・業務の時間 午後9時から午後11時までの2時間（2名体制）
翌朝午前4時から午前5時までの1時間（1名体制）

4. 業務内容

- ・警備業務
 - 1) 午後9時から公園利用者に対して園内放送（定時）にて午後10時の閉門の予告と退園の呼びかけを行うので、それにあわせて警備員2名により広報・巡回する。
 - 2) 午後10時から警備員2名により門扉【沢地区（見出川右岸～近木川架設の脇浜潮騒橋北詰め迄）】の全てを閉門施錠し、午後11時まで巡回を行い公園内に残留する者や不審者に夜間の利用禁止を伝え退園の通知を行うものとする。
ただし、残留者の状況に応じて園内放送（随時）を操作し退園の通知を行うものとする。
 - 3) 翌朝午前4時から警備員1名により巡回を行い午前5時までに錠を外して開門し、開門門扉は所定のとおり確実に固定し開門施錠しておくものとする。

巡回時間（予定）	巡回時業務
午後9時から午後10時まで	広報、巡回
午後10時から午後11時まで	閉門・施錠、巡回、園内放送操作
午前4時から午前5時まで	巡回、開門

- 4) 巡回は閉鎖区域内全域を対象とする。
- 5) 巡回時における公園利用者数等の調査・報告等の資料を作成し、保管すること。
- 6) 閉鎖区域内に回転門扉3箇所（回転門扉設置箇所図参照）があるが、全園閉鎖時には、出園専用部は開錠し、朝の開錠時には、施錠等の処置を講じて下さい。
- 7) 閉鎖区域全ての門扉や管理柵の異常の有無を点検するものとするが、異常等が発見された場合は、適切な処置を講じて下さい。

5. 業務の報告

指定管理者は、警備日報を作成し、状況の記録を保存するものとする。尚、警備日報の様式等については、指定管理にて作成された様式で差し支え有りません。

6. 異常時の対応

事故、火災、不審者などを発見した場合や災害などの異常事態が発生した場合は予め定めた方法により、大阪府及び関係機関に迅速に連絡し、適確な対応を行って下さい。

7. 警備員詰所

業務を外部発注する場合は、指定管理者において、警備員詰所を準備して下さい。

8. 鍵の貸与

外部業者に業務を発注する場合は、指定管理者から、貸与する鍵類の保管は厳重にし、本業務の目的以外、紛失や不正使用することのない様、十分な指導を行い、業務完了後、速やかに貸与した鍵を返却させて下さい。

9. 周知ビラの作成及び配布

夜間閉鎖に先立ち周知ビラ(「二色の浜公園夜間入園禁止」について)を2種類作成(A4サイズ、地色を変える)し、来園者及び関係機関に事前周知のために配布すること。

※周知ビラ原稿及び配布先は次頁参照。

10. その他

本業務について疑義が生じた場合、速やかに協議して定めるものとする。

以 上

【原稿その1】

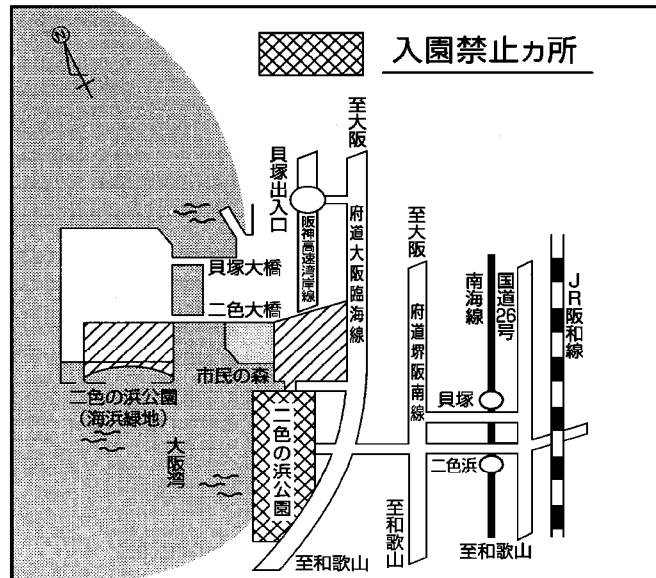
「二色の浜公園夜間入園禁止」について (花火騒音対策のため)

期間	平成〇〇年7月1日(〇)から 9月〇日(日)まで
時間	午後10時から翌朝午前5時まで

公園利用者の皆様へ

この度、昨年と同様に「花火騒音」対策のため、公園の夜間閉鎖を実施することになりましたので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

二色の浜公園では、夏季になると深夜までの花火やライブなどによる騒音、飲酒によるトラブルが発生し、苦情が多く寄せられています。悪質なルール違反者に対しては、警察に取り締まっていただくことにもなります。地元の皆様に迷惑をかける行為は、慎んでくださるようご協力をお願いします。



貝塚市安全なまちづくり推進協議会（貝塚市、貝塚警察署他）
大阪府岸和田土木事務所

連絡先 ※ 二色の浜公園管理事務所 電話 072-422-0442
※ 大阪府岸和田土木事務所 電話 072-439-3601

【原稿その2】

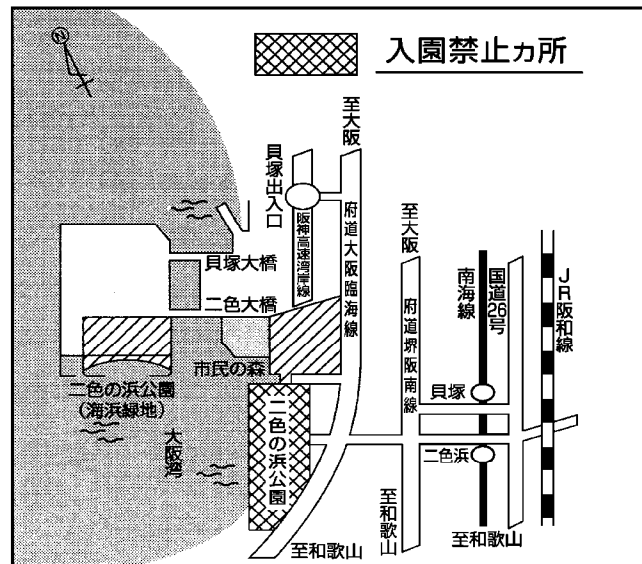
「二色の浜公園夜間入園禁止」について (花火騒音対策のため)

期間	平成〇〇年7月1日(〇)から 9月〇日(日)まで
時間	午後10時から翌朝午前5時まで

公園利用者の皆様へ

この度、昨年と同様に「花火騒音」対策のため、公園の夜間閉鎖を実施することになりましたので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

二色の浜公園では、夏季になると深夜までの花火やライブなどによる騒音、飲酒によるトラブルが発生し、苦情が多く寄せられています。悪質なルール違反者に対しては、警察に取り締まっていただくことにもなります。地元の皆様に迷惑をかける行為は、慎んでくださるようご協力をお願いします。



貝塚市安全なまちづくり推進協議会
大阪府岸和田土木事務所

連絡先 ※ 二色の浜公園管理事務所
※ 大阪府岸和田土木事務所

電話 072-422-0442
電話 072-439-3601

二色の浜公園夜間入園禁止案内チラシ配布先

【原稿その1】（貝塚市、貝塚警察署他 入り）

・貝塚市（商工課、交流推進課広報広聴、自治会ほか）	200 枚
・貝塚警察署（総務課）	200 枚
・二色の浜公園管理事務所	1000 枚
・都市みどり課	100 枚

合計	1500 枚
----	--------

【原稿その2】（貝塚市、貝塚警察署他 無し）

・各公園管理事務所他 （公園協会、蜻蛉池、りんくう、せんなん、丘陵 各 100 枚）	500 枚
・南海電鉄（岸和田駅、二色の浜駅）	500 枚
・港湾局、阪南港湾事務所（各 50 枚）	100 枚
・岸和田保健所	50 枚
・泉佐野保健所	50 枚
・公園課	20 枚
・都市みどり課	80 枚

合計	1300 枚
----	--------

マリンスポーツ施設 管理運営業務

1. 業務の期間 : 毎年4月1日～翌年の3月31日を業務期間とする。
2. 管理方法 : 本書に定める他、二色の浜公園管理マニュアル(本編)「4. 運営体制」
Ⅱ. 施設の運営管理に関する特記事項(1)斜路及び昇降機の運営管理による。

3. 業務の内容

(1)海浜緑地入り口における管理業務

- ・船舶の登録(再登録含む、「水上オートバイ等登録申請書」の受付、登録ステッカー及び船舶シールの貼付)。
- ・迷惑騒音改造艇の検査及び排除
- ・水上オートバイ等の利用者(当日の操縦予定者)に係る、小型船舶操縦免許証の携帯の確認。
- ・登録ステッカー並びに船舶検査シールの確認、また、日本小型船舶操縦免許証の有効期限の確認。
- ・料金徴収補助(水上オートバイ施設利用料の徴収)及びゲート開閉。

(2)斜路管理業務

- ・斜路利用方法の指導
- ・斜路の交通整理(ウインチ及びトレーラーの使用場所の仕分け)
- ・斜路の監視
- ・斜路の清掃(苔の除去含む)
- ・繁忙期は、斜路に「海浜緑地施設利用のルール等」の徹底を図るため、警備員を配置すること
- ・閑散期においては、入り口管理業務を兼ねることができるものとする。

(3)海上監視及びパトロールでの緊急発進

- ・毎年、4月1日から10月末の日曜日までの、土曜・日曜・祝日・盆及び7月1日から8月31日までの平日においては、海上監視期間とし、必要に応じて緊急発進等により、事故の防止に努めること。
- ・海上監視業務期間において、斜路利用者が操縦する水上オートバイ等が海上を走行中は、斜路の監視台から監視を行うものとし、近隣海上において危険行為を発見、異常事態と判断した場合は、海上パトロール艇を緊急発進し、対応、措置に努めるものとする。

4. 事故発生時における処置

- ・人工海浜内の水域で海難事故及び斜路における事故等が発生した場合は、状況を把握し、応急処置を講じると共に、管理事務所に報告すること。
- ・管理事務所は、必要に応じて、海上保安署、水上警察署、消防署等関係機関への連絡を行うこと。また、事故報告書等を作成し、保管すること。

5. 施設の保守管理

・斜路等の施設が、台風時の強風波浪等の自然現象や経年劣化により、補修が必要となった場合は、速やかに事務所内で協議し、応急処置等を講じるものとする。

6. 本文及び要領に記載のない事項、並びに不測の事態が発生した場合は、大阪府と協議しその指示を受けるものとする。

(目的) 平成 **21** 年度に植栽した、平成桜の会より寄贈のあった桜について、年間を通じ適切な維持・管理を施し、生育良好な桜を育成することを目的とするものである。

(桜の種類及び本数・規格)

1. 品種 染井吉野
2. 本数 50本
3. 規格 H=3.5m C=0.18m W=1.5m
4. その他 寄贈記念標柱 1本

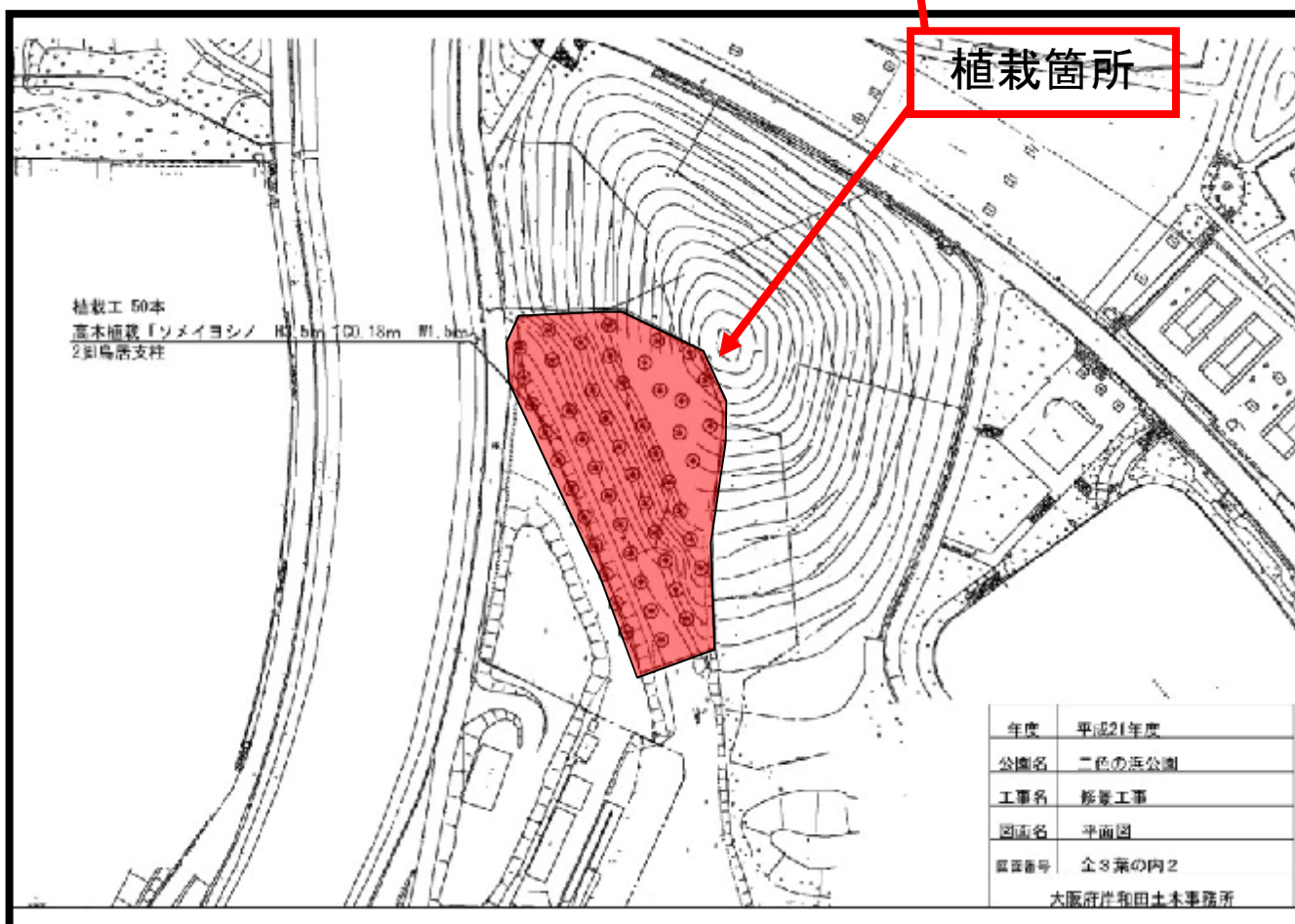
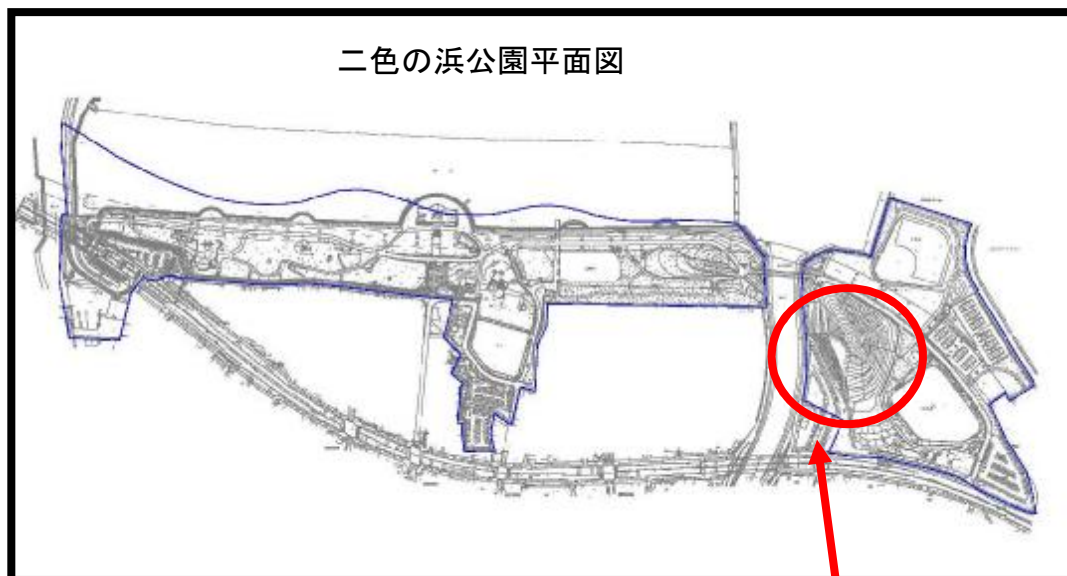
(桜の維持・管理業務の内容)

1. 灌水 6回/年程度(天候の状況により適宜判断すること。)
2. 施肥 1回/年程度(春先に実施、4箇所/1本当りの穴を掘 **1kg** の油粕を施肥すること。)
3. 除草 3回/年程度(春・夏・秋の3回直径4mの範囲を肩掛式にて除草、刈り取った草は、桜の根元にマルチングすること。)
4. 薬剤散布 適宜(アメリカシロヒトリ、イガ[※]等の害虫発生時に早期に散布。また、テングス病等の発生時には、適宜枝の切除を行うこと。)

(関係図面)

1. 別添資料参照

平成21年度 桜の会・平成通り抜け事業 二色の浜公園
植栽箇所図



大阪府営二色の浜公園防犯カメラ管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岸和田土木事務所が二色の浜公園に設置する犯罪の防止及び利用者・職員等の安全確保を目的とした防犯カメラの管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(効果)

第2条 犯罪の防止及び犯罪の抑止効果を高めるとともに、万一、犯罪等が発生した際の対応を容易にする。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラの適正な管理を図るため、別表1のとおり指定管理者が防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、防犯カメラ機器の記録媒体に録画された映像(これを記録した磁気ディスク等の記録媒体を含む。以下同じ)の管理責任を負うものとする。

(個人情報取扱者)

第4条 防犯カメラに記録される個人情報を適正に取扱うため、別表1のとおり指定管理者が防犯カメラ個人情報取扱者(以下「個人情報取扱者」という。)を置く。

2 個人情報取扱者は、録画された映像についての取扱責任を負うものとする。

(設置場所等)

第5条 防犯カメラの設置場所、稼働時間、録画の有無及びモニターによる監視等については、別表2のとおりとする。

(モニターによる監視)

第6条 指定管理者が指定する職員は、モニターによる監視を随時行うことができる。

2 警備業務又は施設管理業務を業者委託しているときは、業務委託仕様書に基づきモニターによる監視を行うことができるものとする。

3 前項による監視を行う場合、管理責任者は当該業務従事者に対して個人情報の取扱い等について必要な教育を実施しなければならない。

(録画映像の保管等)

第7条 防犯カメラの記録媒体に録画された映像(以下「録画映像」という。)の閲覧は、管理責任者及び個人情報取扱者に限る。

2 録画映像の保管場所は、原則として録画機器内とし、録画機器の設置は職員の常駐する場所又は常時施錠可能な建物内とする。

3 録画機器は、盗難等を防止するため、堅牢な保管庫等に納め、施錠しておかなければならない。

4 録画映像の保管期間は、管理責任者が必要と認める場合を除き、撮影した日から14日間とする。ただし、岸和田土木事務所が必要と認める場合はこの限りでない。

5 前項に規定する期間を経過した録画映像は消去する。

(録画映像の提出)

第8条 録画映像は、刑事訴訟法第197条第2項及び同第279条に基づく照会に対する回答又は同法第239条に基づく告発を行うため、裁判所又は捜査機関等に対して提出できるものとする。

ただし、録画映像の提出は、捜査等の目的達成のため、必要最小限のものとする。

2 前項により録画映像を提出した場合は、岸和田土木事務所へ報告しなければならない。

(来園者等への周知)

第9条 防犯カメラの設置については、園内での掲示その他の方法により、来園者等に対して周知することとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの管理に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1(第3条、第4条関係)

番号	設置場所	管理責任者	個人情報取扱者
1	沢地区	二色の浜公園管理事務所長	公園管理事務所長を補佐する者
2	沢地区	二色の浜公園管理事務所長	公園管理事務所長を補佐する者
3	海浜緑地地区	二色の浜公園管理事務所長	公園管理事務所長を補佐する者
4	海浜緑地地区	二色の浜公園管理事務所長	公園管理事務所長を補佐する者

別表2((第5条関係)

番号	設置場所	設置方法	稼働時間	録画機器の設置場所	モニターの設置場所及び監視状況
1	沢地区 レストハウス1階	1階天井に設置 (売店方向)	24時間	公園管理事務所	公園管理事務所に設置 24時間随時に監視
2	沢地区 レストハウス1階	1階天井に設置 (トイレ方向)	24時間	公園管理事務所	公園管理事務所に設置 24時間随時に監視
3	海浜緑地地区 海浜緑地事務所屋根	事務所屋根に設置	24時間	海浜緑地事務所	海浜緑地事務所に設置 24時間随時に監視
4	海浜緑地地区 駐車場	駐車場内のポール上に設置	24時間	海浜緑地事務所	海浜緑地事務所に設置 24時間随時に監視